

# 令和3年度 第1回上越市福祉有償運送運営協議会次第

## 1 開 会

## 2 議 題

(1) 上越市の福祉有償運送の状況について 資料 1 資料 2

(2) 登録団体の更新に係る審議について 資料 3

- 登録団体からの説明
  - ・ 特定非営利活動法人 三和区振興会

○ 監査実施報告

○ 更新審議

(3) 新規団体の登録に係る審議について 資料 4

- 登録団体からの説明
  - ・ 特定非営利活動法人 ギフテッド

○ 審議

(4) 上越版ガイドラインの改正について 資料 5-1 ~ 資料 5-5

(5) 意見交換

## 3 閉 会

参考資料 1 上越市福祉有償運送運営協議会設置要綱

参考資料 2 上越版ガイドライン

# 上越市福祉有償運送運営協議会委員(令和3年度)

(敬称略)

| 現委員(R2.7.1~R4.6.30) |                         |         |   |       |
|---------------------|-------------------------|---------|---|-------|
|                     | 区 分                     | 氏 名     | 役 職 等                                       | 協議会役職 |
| 1                   | 新潟運輸支局の職員               | 佐久間 敏 之 | 新潟運輸支局 輸送監査部門<br>首席運輸企画専門官                  |       |
| 2                   | 公共交通機関について<br>識見を有する人   | 樋 口 秀 秀 | 新潟工科大学 工学部工学科<br>建築・都市環境学系 教授               | 会長    |
| 3                   | 福祉有償運送を実施する<br>団体を代表する人 | 竹 内 敬 次 | NPO法人 NPO雪のふるさと安塚<br>事務局長                   |       |
| 4                   | 〃                       | 星 野 秀 典 | 上越福祉会 かなやの里更生園<br>総務課長補佐                    |       |
| 5                   | 福祉有償運送の利用者              | 草 野 真澄美 | 福祉有償運送の利用者の保護者                              |       |
| 6                   | タクシー事業者<br>その他交通機関関係者   | 竹 内 二 郎 | 上越市ハイヤー協会 副会長<br>(頸城ハイヤー株式会社 代表取締役専務)       |       |
| 7                   | 〃                       | 水 島 数 明 | 上越市ハイヤー協会<br>(直江津タクシー 代表取締役社長)              |       |
| 8                   | 〃                       | 丸 山 浩 秋 | 全国交通運輸労働組合総連合信越地方総支<br>部<br>ハイヤー・タクシー部会 書記長 |       |
| 9                   | 市長が必要と認める人              | 内 山 松 男 | 第6地区民生委員児童委員協議会                             | 副会長   |
| 10                  | 市民公募                    | 滝 見 典 子 | 市民公募  |       |
| 11                  | 本市の職員                   | 池 田 浩 浩 | 企画政策部長                                      |       |
| 12                  | 〃                       | 笠 原 浩 史 | 福祉部長  |       |

## 上越市の福祉有償運送の状況について

### 1 上越市福祉有償運送運営協議会の目的等

#### (1) 福祉有償運送の概要

NPO等によるボランティア有償運送について、バス、タクシー事業者によっては十分な輸送サービスが提供されない場合に、地域の足や移動制約者の輸送を確保するため、平成18年に登録制度として創設されたもの。

#### (2) 上越市福祉有償運送運営協議会の目的

福祉有償運送の登録にあたり、その運送が地域の生活に必要な輸送を確保するために必要であることについて地域の関係者の合意が必要となることから、その合意に向けた協議を行うため運営協議会を開催するもの。

##### ※ 地域の関係者

地方公共団体、地方運輸局、利用者、地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係公共交通機関（事業者団体を含む）

運営協議会について（福祉有償運送ガイドブックより）

- ・運営協議会は福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議を行う。
- ・運営協議会は移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努める。

### 2 上越市における福祉有償運送の状況

#### (1) 運営団体

4 団体

#### (2) 運行目的

上越市内における福祉有償運送の運送目的は大きく以下の2点

- ① 要介護、要支援者及び身体障害者に対する外出支援（主に通院目的）
- ② 外出際の支援（ガイドヘルパー）を行う障害福祉サービス利用時の交通手段を提供

#### (3) 福祉有償運送実績の状況 … 資料2

令和2年度 福祉有償運送 運行状況実績一覧

資料2

| 団体名   | NPO 法人<br>NPO 雪のふるさと安塚                         | NPO 法人<br>三和区振興会                               | NPO 法人<br>スキップ                                    | 社会福祉法人<br>上越福祉会<br>かなやの里更生園          | 合計          |
|-------|--|--|---|--------------------------------------|-------------|
| 開始年度  | 平成 18 年度                                       | 平成 18 年度                                       | 平成 18 年度  | 平成 20 年度                             | —           |
| 団体住所  | 安塚区安塚  | 三和区井ノ口   | 大貫  | 下馬場                                  | —           |
| 運送の区域 | 運送の発地または<br>着地のいずれかが<br>「安塚区内」                 | 運送の発地または<br>着地のいずれかが<br>「三和区内」                 | 運送の発地または<br>着地のいずれかが<br>「旧上越市内」                   | 上越市内<br>妙高市内                         | —           |
| 登録者数  | 64 人   | 40 人   | 37 人  | 41 人                                 | 182 人       |
| 車両台数  | 17 台   | 2 台  | 7 台   | 7 台                                  | 33 台        |
| 運転者数  | 15 人   | 5 人  | 8 人   | 6 人                                  | 34 人        |
| 料金    | 70 円/km  | 120 円/km                                       | 40 円/km   | 60 円/km                              | —           |
| 運行距離  | 7,758 km                                       | 10,514 km                                      | 9,241 km  | 12,775 km                            | 40,288 km   |
| 運送回数  | 569 回  | 1,064 回  | 1,322 回   | 451 回                                | 3,406 回     |
| 運送収入  | 543,060 円                                      | 1,261,680 円                                    | 369,640 円   | 766,500 円                            | 2,940,880 円 |
| 待機料金  | 121,000 円                                      | 0 円  | 0 円   | 0 円                                  | 121,000 円   |
| 運送内容  | 区内の要介護者（要支<br>援）及び身体障害者の<br>外出を支援（通院目的<br>が多い） | 区内の要介護者（要支<br>援）及び身体障害者の<br>外出を支援（通院目的<br>が多い） | ・通院、通学支援<br>・障害者の外出先の支<br>援（ガイドヘルパー）<br>を行う際の交通手段 | 障害者の外出先の支援<br>（ガイドヘルパー）を<br>行う際の交通手段 | —           |

## 福祉有償運送実績(令和元年度～令和2年度)

### 【4団体合計】

| 区 分         | 令和元年度     | 令和2年度     | 年度比較<br>(R2-R1) |
|-------------|-----------|-----------|-----------------|
| 車両台数計 (台)   | 36        | 33        | △ 3             |
| 車いす (台)     | 6         | 5         | △ 1             |
| 回転シート (台)   | 2         | 2         | 0               |
| セダン車両 (台)   | 28        | 26        | △ 2             |
| 運転者数計 (人)   | 37        | 34        | △ 3             |
| 1種免許 (人)    | 36        | 34        | △ 2             |
| 2種免許 (人)    | 1         | 0         | △ 1             |
| 登録会員数 (人)   | 169       | 182       | 13              |
| 身体障害 (人)    | 39        | 41        | 2               |
| 要介護 (人)     | 24        | 26        | 2               |
| 要支援 (人)     | 40        | 53        | 13              |
| 知的・精神障害 (人) | 66        | 62        | △ 4             |
| 運送実績        |           |           |                 |
| 運行距離数 (km)  | 47,843    | 40,288    | △ 7,555         |
| 運送回数 (回)    | 3,768     | 3,406     | △ 362           |
| 運送収入 (円)    | 3,118,500 | 2,940,880 | △ 177,620       |
| 待機料金 (円)    | 108,000   | 121,000   | 13,000          |

## NPO法人雪のふるさと安塚

- ・開始年度:平成18年度
- ・運送区域:運送の発地又は着地のいずれかが「安塚区」
- ・運送内容:区内の要介護者(要支援)及び身体障害者の外出を支援(通院目的が多い)
- ・運送実績の増減理由:登録会員数の微増に伴い、運行回数、運送収入ともに微増

| 区 分         | 令和元年度   | 令和2年度   | 年度比較<br>(R2-R1) |
|-------------|---------|---------|-----------------|
| 車両台数計 (台)   | 20      | 17      | △ 3             |
| 車いす (台)     | 1       | 1       | 0               |
| 回転シート (台)   | 0       | 0       | 0               |
| セダン車両 (台)   | 19      | 16      | △ 3             |
| 運転者数計 (人)   | 17      | 15      | △ 2             |
| 1種免許 (人)    | 16      | 15      | △ 1             |
| 2種免許 (人)    | 1       | 0       | △ 1             |
| 登録会員数 (人)   | 55      | 64      | 9               |
| 身体障害 (人)    | 20      | 20      | 0               |
| 要介護 (人)     | 12      | 14      | 2               |
| 要支援 (人)     | 23      | 30      | 7               |
| 知的・精神障害 (人) | 0       | 0       | 0               |
| 運送実績        |         |         |                 |
| 運行距離数 (km)  | 7,304   | 7,758   | 454             |
| 運送回数 (回)    | 511     | 569     | 58              |
| 運送収入 (円)    | 511,280 | 543,060 | 31,780          |
| 待機料金 (円)    | 108,000 | 121,000 | 13,000          |

## NPO法人三和区振興会

- ・開始年度:平成18年度
- ・運送区域:運送の発地又は着地のいずれかが「三和区」
- ・運送内容:区内の要介護者(要支援)及び身体障害者の外出を支援(通院目的が多い)
- ・運送実績の増減理由:登録会員数の増及び通院での利用増により、運行回数、運送収入ともに増加

| 区 分         | 令和元年度   | 令和2年度     | 年度比較<br>(R2-R1) |
|-------------|---------|-----------|-----------------|
| 車両台数計 (台)   | 2       | 2         | 0               |
| 車いす (台)     | 2       | 2         | 0               |
| 回転シート (台)   | 0       | 0         | 0               |
| セダン車両 (台)   | 0       | 0         | 0               |
| 運転者数計 (人)   | 5       | 5         | 0               |
| 1種免許取得者 (人) | 5       | 5         | 0               |
| 2種免許取得者 (人) | 0       | 0         | 0               |
| 登録会員数 (人)   | 32      | 40        | 8               |
| 身体障害 (人)    | 10      | 10        | 0               |
| 要介護 (人)     | 4       | 6         | 2               |
| 要支援 (人)     | 17      | 22        | 5               |
| 知的・精神障害 (人) | 1       | 2         | 1               |
| 運送実績        |         |           |                 |
| 運行距離数 (km)  | 6,889   | 10,514    | 3,625           |
| 運送回数 (回)    | 776     | 1,064     | 288             |
| 運送収入 (円)    | 826,680 | 1,261,680 | 435,000         |

## NPO法人 スキップ

- ・開始年度:平成18年度
- ・運送区域:運送の発地又は着地のいずれかが「旧上越市内」
- ・運送内容:通院、通学。障害者の外出支援(ガイドヘルパー)を行う際の交通手段
- ・運送実績の増減理由:新型コロナの影響により、外出が自粛されたため、運送回数、運送収入ともに減少

| 区 分         | 令和元年度   | 令和2年度   | 年度比較<br>(R2-R1) |
|-------------|---------|---------|-----------------|
| 車両台数計 (台)   | 7       | 7       | 0               |
| 車いす (台)     | 2       | 1       | △ 1             |
| 回転シート (台)   | 0       | 0       | 0               |
| セダン車両 (台)   | 5       | 6       | 1               |
| 運転者数計 (人)   | 8       | 8       | 0               |
| 1種免許取得者 (人) | 8       | 8       | 0               |
| 2種免許取得者 (人) | 0       | 0       | 0               |
| 登録会員数 (人)   | 36      | 37      | 1               |
| 身体障害 (人)    | 9       | 11      | 2               |
| 要介護 (人)     | 8       | 6       | △ 2             |
| 要支援 (人)     | 0       | 1       | 1               |
| 知的・精神障害 (人) | 19      | 19      | 0               |
| 運送実績        |         |         |                 |
| 運行距離数 (km)  | 11,923  | 9,241   | △ 2,682         |
| 運送回数 (回)    | 1,383   | 1,322   | △ 61            |
| 運送収入 (円)    | 476,920 | 369,640 | △ 107,280       |

## 社会福祉法人 上越福祉会 かなやの里更生園

- ・開始年度:平成20年度
- ・運送区域:上越市内、妙高市内
- ・運送内容:障害者の外出支援(ガイドヘルパー)を行う際の交通手段
- ・運送実績の増減理由:新型コロナの影響により、外出が自粛されたため、運送回数、運送収入が減少

| 区 分         | 令和元年度     | 令和2年度   | 年度比較<br>(R2-R1) |
|-------------|-----------|---------|-----------------|
| 車両台数計 (台)   | 7         | 7       | 0               |
| 車いす (台)     | 1         | 1       | 0               |
| 回転シート (台)   | 2         | 2       | 0               |
| セダン車両 (台)   | 4         | 4       | 0               |
| 運転者数計 (人)   | 7         | 6       | △ 1             |
| 1種免許取得者 (人) | 7         | 6       | △ 1             |
| 2種免許取得者 (人) | 0         | 0       | 0               |
| 登録会員数 (人)   | 46        | 41      | △ 5             |
| 身体障害 (人)    | 0         | 0       | 0               |
| 要介護 (人)     | 0         | 0       | 0               |
| 要支援 (人)     | 0         | 0       | 0               |
| 知的・精神障害 (人) | 46        | 41      | △ 5             |
| 運送実績        |           |         |                 |
| 運行距離数 (km)  | 21,727    | 12,775  | △ 8,952         |
| 運送回数 (回)    | 1,098     | 451     | △ 647           |
| 運送収入 (円)    | 1,303,620 | 766,500 | △ 537,120       |

## 登録団体の更新に係る審議について

## 【福祉有償運送 更新団体】

| 団 体 名                                       | 更 新 内 容  |  |  |
|---|----------|--|--|
|   | 項 目      | 平成 30 年度<br>申請内容   | 令和 3 年度<br>申請(予定)  |
| NPO 法人<br>三和区振興会<br><br>登録番号<br>【北新福第 46 号】 | 住 所      | 三和区井ノ口 444   | 三和区井ノ口 444   |
|   | 代 表      | 武田 至功  | 渡邊 正芳  |
|   | 登録者数     | 38 人 (実人数 34 人)<br>【内訳】<br>・介護認定者 22 人<br>・身体障害者 14 人<br>・その他障害者 2 人 | 44 人 (実人数 37 人)<br>【内訳】<br>・介護認定者 27 人<br>・身体障害者 14 人<br>・その他障害者 3 人 |
|   | 車両台数     | 2 台<br>車いす車 2 台  | 2 台<br>車いす車 2 台  |
|   | 運転者数     | 5 人<br>・1 種免許 5 人  | 5 人<br>・1 種免許 5 人  |
|   | 運送区域     | 新潟県上越市   | 新潟県上越市   |
| 金 額   | 120 円/km | 140 円/km   |  |

※ 更新書類については、個人情報が多く含まれるため、会議当日に配付します



## 新規団体の登録に係る審議について

## 【福祉有償運送 登録団体】

| 団体名             | 登録内容 |   |
|-----------------|------|---|
|                 | 項目   | 令和4年4月1日登録(予定)                                  |
| NPO 法人<br>ギフトッド | 住所   | 昭和町 2-7-29 1階                                   |
|                 | 代表   | 寺尾 明美   |
|                 | 登録者数 | 36人(実人数19人)<br>【内訳】<br>・身体障害者 19人<br>・知的障害者 17人 |
|                 | 車両台数 | 4台<br>【内訳】<br>・車いす車 3台<br>・セダン等 1台              |
|                 | 運転者数 | 3人<br>・1種免許3人                                   |
|                 | 運送区域 | 新潟県上越市  |
|                 | 金額   | 50円/km  |

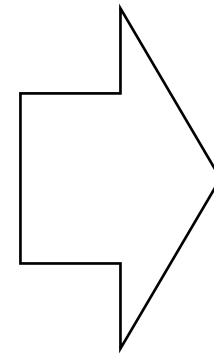
※ 登録書類については、個人情報が多く含まれるため、会議当日に配付します

1 経緯

道路運送法施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うこととされているが、これまで、上越版ガイドラインには対面により確認、指示を行うことについて明文化していなかった。また、対面での確認が困難な場合の取り扱いについて、令和元年9月5日付及び令和2年11月27日付で「福祉有償運送の登録に関する処理方針」（平成18年9月15日付け国自旅第143号）が改正されたことから、上越版ガイドラインを改正するもの。

「福祉有償運送の登録に関する処理方針」の改正概要

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保</p> <p>(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施</p> <p>① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。<u>地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</u></p> | <p>3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保</p> <p>(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施</p> <p>① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、<u>電話により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</u></p> |



※改正内容の詳細は、[資料5-2](#)のとおり

参考 道路運送法施行規則 第51条の18第1項  
(安全な運転のための確認等及び乗務記録)

自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

※確認、指示の記録様式は、[資料5-3](#)のとおり

2 上越版ガイドラインの改正内容（案）

- ・運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示を、対面により行うことについて、上越版ガイドラインに追加する。
- ・「対面での確認が困難である場合」を、「運転者が自宅等から直接出発地へ向かう場合」と定義し、上越版ガイドラインに追加する。
- ・「地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法」については、「テレビ電話等、可能な限り対面に近い方法」とする。

3 上越版ガイドライン新旧対照表（案）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>【運行管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全運転を確保するために運行管理者は運転者に対し、運行の開始前及び運行の終了後に<u>対面により、確認、指示を行うこと。</u></li> <li>・<u>対面での確認、指示が困難である場合（運転者が自宅等から直接出発地へ向かう場合）には、テレビ電話等、可能な限り対面に近い方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</u></li> </ul> | <p>【運行管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全運転を確保するために運行管理者は運転者に対し、運行の開始前及び運行の終了後に<u>点呼</u>を行うこと。</li> </ul> |

4 参考資料

- ・上越版ガイドライン改正に係る事業所への周知文書  
(上越版ガイドラインにおける安全な運転のための確認について) … [資料5-4](#)
- ・自家用有償旅客運送ハンドブック（令和2年11月改定） … [資料5-5](#)

## ○福祉有償運送の登録に関する処理方針について（新旧対照表）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>平成18年9月15日国自旅第143号<br/>一部改正 平成21年5月21日国自旅第33号<br/>一部改正 平成22年3月23日国自旅第262号<br/>一部改正 平成27年3月30日国自旅第352号<br/><u>最終改正 令和元年9月5日国自旅第122号</u></p>  | <p>平成18年9月15日国自旅第143号<br/>一部改正 平成21年5月21日国自旅第33号<br/>一部改正 平成22年3月23日国自旅第262号<br/>最終改正 平成27年3月30日国自旅第352号</p>   |
| <p>平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客輸送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。</p> | <p>平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客輸送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。</p> |
| <p>本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。</p>  | <p>本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。</p>  |
| <p>なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)は廃止するものとする。</p>   | <p>なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)は廃止するものとする。</p>   |
| <p>福祉有償運送の申請に対する処理方針</p>   | <p>福祉有償運送の申請に対する処理方針</p>   |
| <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p>   | <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p>   |
| <p>1. 福祉有償運送について (略)</p>   | <p>1. 福祉有償運送について (略)</p>   |
| <p>2. 登録の申請 (略)</p>  | <p>2. 登録の申請 (略)</p>  |
| <p>3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (略)</p>  | <p>3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (略)</p>  |
| <p>登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。</p>  | <p>登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。</p>  |
| <p>(1) 運転者の要件(略)</p>   | <p>(1) 運転者の要件(略)</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>(2) 運行管理(略)</p> <p>(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施</p> <p>① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。<u>「運営協議会」</u>において対面での確認が困難であると認められた場合には、<u>「地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法」</u>により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</p> <p>② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第0号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。</p> <p>③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第8号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。</p> <p>(4) 運転者台帳の整備～(11) その他の留意事項 (略)</p> <p>(以下、略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則(令和元年9月5日国自旅第122号)</u></p> <p><u>1. 本処理方針は、令和元年9月5日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。</u></p> <p>(別記1) (略)</p> | <p>(2) 運行管理(略)</p> <p>(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施</p> <p>① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</p> <p>② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第0号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。</p> <p>③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第8号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。</p> <p>(4) 運転者台帳の整備～(11) その他の留意事項 (略)</p> <p>(以下、略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(別記1) (略)</p> |
|---|---|

※福祉有償運送の登録に関する処理方針について (令和2年11月27日付け国自旅第317号) により、「運営協議会」から「地域公共交通会議等」に変更

## ○福祉有償運送の登録に関する処理方針について（令和2年11月27日付け国自旅第317号）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>令和2年11月27日国自旅第317号</u></p> <p><u>自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。</u></p> <p>本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p><u>なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第143号)は廃止する。</u></p> <p style="text-align: center;">福祉有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉有償運送について（略）</li> <li>2. 登録の申請（略）</li> <li><u>3. 対価の公示等（略）</u></li> <li>4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保（略）<br/>登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確</li> </ol> | <p style="text-align: center;">平成18年9月15日国自旅第143号<br/>一部改正 平成21年5月21日国自旅第33号<br/>一部改正 平成22年3月23日国自旅第262号<br/>一部改正 平成27年3月30日国自旅第352号<br/>最終改正 令和元年9月5日国自旅第122号</p> <p><u>平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。</u></p> <p>本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p><u>なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)は廃止するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">福祉有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉有償運送について（略）</li> <li>2. 登録の申請（略）</li> <li>3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保（略）<br/>登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確</li> </ol> |

保措置については、以下の点に留意することとする。

- (1) 運転者の要件(略)
- (2) 運行管理(略)
- (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

(以下、略)

附 則

1. 本処理方針は、令和 2 年 11 月 27 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

(以下、略)

保措置については、以下の点に留意することとする。

- (1) 運転者の要件(略)
- (2) 運行管理(略)
- (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。運営協議会において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

(以下、略)

附 則 (略)

(以下、略)

(施行規則第51条の18関係)

## 安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

| 番号 | 運転者氏名 | 疾病<br>(有・無) | 疲労<br>(有・無) | 飲酒<br>(有・無) | その他理由<br>(理由欄<br>(有・無)) | 運行の安全確保<br>のための指示 | 確認時間 | 確認者 |
|----|-------|-------------|-------------|-------------|-------------------------|-------------------|------|-----|
| 1  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 2  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 3  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 4  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 5  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 6  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 7  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 8  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 9  |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |
| 10 |       | (有・無)       | (有・無)       | (有・無)       | (理由欄<br>(有・無))          |                   |      |     |

## (案)

## 上越版ガイドラインにおける安全な運転のための確認について

## 1 上越版ガイドラインの改正について

安全な運転のための確認については、上越版ガイドラインの(7)管理運営体制【運行管理業務】に記載のとおり、「安全運転を確保するために運行管理者は運転者に対し、運行の開始前及び運行の終了後に点呼を行うこと」としているが、令和4年1月21日付で次のとおり一部改正する。

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>【運行管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転を確保するために運行管理者は運転者に対し、運行の開始前及び運行の終了後に<u>対面により、確認、指示</u>を行うこと。</li> <li><u>対面での確認、指示が困難である場合（運転者が自宅等から直接出発地へ向かう場合）には、テレビ電話等、可能な限り対面に近い方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</u></li> </ul> | <p>【運行管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転を確保するために運行管理者は運転者に対し、運行の開始前及び運行の終了後に<u>点呼</u>を行うこと。</li> </ul> |

- ・対面により確認、指示を行うことについて、上越版ガイドラインに追加する。
- ・「対面での確認が困難である場合」を、「運転者が自宅等から直接出発地へ向かう場合」と定義する
- ・「地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法」については、「テレビ電話等、可能な限り対面に近い方法」とする。

参考 道路運送法施行規則 第51条の18第1項  
(安全な運転のための確認等及び乗務記録)

自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

## 2 道路交通法施行規則の改正に伴う安全運転管理者による運転前後のアルコールチェックについて

令和4年4月1日から、安全運転管理者による運転前後のアルコールチェックが義務化されるため、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（令和3年11月10日付警察庁交通局交通企画課長及び交通指導課長通達）」に基づく運用を行うこと。



|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和9年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和9年3月31日まで) |

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
庁内各局部長  
警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第412号、丁交指発第116号  
令和3年11月10日  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通指導課長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について(通達)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第六十八号。以下「改正府令」という。別添1)は、本日公布され、目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等の規定については改正府令第1条の規定により令和4年4月1日から、アルコール検知器の使用に係る規定については改正府令第2条の規定により同年10月1日からそれぞれ施行されることとなった。併せて、本日公布された「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」(以下「告示」という。別添2)についても、同年10月1日から施行されることとなった。

これら改正府令及び告示の趣旨、内容及び留意事項については下記のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるようにされたい。

なお、以下この通達において「府令」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)をいうものとする。

## 記

### 第1 趣旨

これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、運行管理者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第23条第1項及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第18条第1項に定める運行管理者をいう。)と異なり、運転後において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていなかった。

本年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」において、「自動車を一定数以上保有する使用者に義務付けられている安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等安全運転管理者業務の内容の充実を図る」こととされた。これを踏まえ、今般、道路交通法施行規則の一部を改正し、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気

帯びの有無の確認等を新たに設けることとしたものである。

## 第2 内容

### 1 道路交通法施行規則の一部改正

安全運転管理者の業務として次の業務を新たに定めることとした（府令第9条の10関係）。

#### (1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）

ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること（第6号）。

イ アの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること（第7号）。

#### (2) アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日施行）

ア (1)アの確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと（第6号）。

イ アルコール検知器を常時有効に保持すること（第7号）。

### 2 道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示

1 (2)アの国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする事とした。

## 第3 留意事項

### 1 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認

#### (1) 業務の開始前後の運転者に対する確認

府令第9条の10第6号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認（以下「酒気帯び確認」という。）は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

#### (2) 目視等及びアルコール検知器による酒気帯び確認の方法

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法  
等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。

(3) アルコール検知器の性能等

アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含む。

(4) 他の自動車の使用の本拠における確認

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。

(5) 安全運転管理者以外の者による確認

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。

2 酒気帯び確認の内容の記録について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。なお、

(5)ア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、(5)アの事項の記録は同年10月1日からそれぞれ行うこと。

(1) 確認者名

(2) 運転者

(3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

(4) 確認の日時

(5) 確認の方法

ア アルコール検知器の使用の有無

イ 対面でない場合は具体的方法

(6) 酒気帯びの有無

(7) 指示事項

(8) その他必要な事項

3 アルコール検知器を常時有効に保持することについて

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

4 アルコール検知器の使用に関する事業者への働き掛け

改正府令中のアルコール検知器の使用に係る規定の施行日は令和4年10月1日であるが、より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が行われることとなるよう、施行日前においても、安全運転管理者講習等の

機会を通じて、事業者に対しアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の積極的な実施を促すこと。

5 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対して飲酒運転の防止を図るための措置の実施状況について報告を求めるなど、飲酒運転の根絶に向けた事業者による積極的な取組を促すための措置を講ずること。

# 自家用有償旅客運送ハンドブック

平成30年4月  
令和2年11月改定

国土交通省自動車局旅客課

# 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>I. 自家用有償旅客運送について</b>          |    |
| 1. 自家用有償旅客運送とは                   | 1  |
| 2. 自家用有償旅客運送を実施する者               | 2  |
| 3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類           | 3  |
| 4. 事業者協力型自家用有償旅客運送               | 4  |
| 5. 自家用有償旅客運送の登録の流れ               | 5  |
| <b>II. 地域における関係者の協議</b>          |    |
| 1. 地域公共交通会議、運営協議会                | 6  |
| 2. 協議の方法                         |    |
| ・協議の方法について                       | 7  |
| ・「検討プロセス」の活用                     | 8  |
| ・「モデル要綱」の活用                      | 11 |
| 3. 協議における留意点                     | 13 |
| 4. 地域の関係者の役割                     | 14 |
| <b>III. 道路運送法に基づく登録（登録等の手続き）</b> | 16 |
| <b>IV. 自家用有償旅客運送の登録要件等</b>       |    |
| 1. 運行形態（路線又は区域）                  | 18 |
| 2. 旅客の範囲                         | 19 |
| 3. 使用する自動車                       | 20 |
| 4. 運行管理、整備管理の体制                  | 21 |
| 5. 運転者の資格要件                      | 23 |
| 6. 旅客から収受する対価                    | 24 |

# 1. 自家用有償旅客運送について

## 1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

### 【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。  
(※)ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

## 2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

### 自家用有償旅客運送の種類

- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

交通空白地  
有償運送

福祉  
有償運送

### 【参考】自家用有償旅客運送の種類の見直し

- ・ 現在の種類は、R2.11に見直されたものですが、見直し前は以下のような区分となっていました。





### 3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・ 地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

#### 地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい

#### 地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等」が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う  
自家用有償旅客運送

福祉輸送を行う  
自家用有償旅客運送

#### 交通空白地 有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

#### 福祉 有償運送

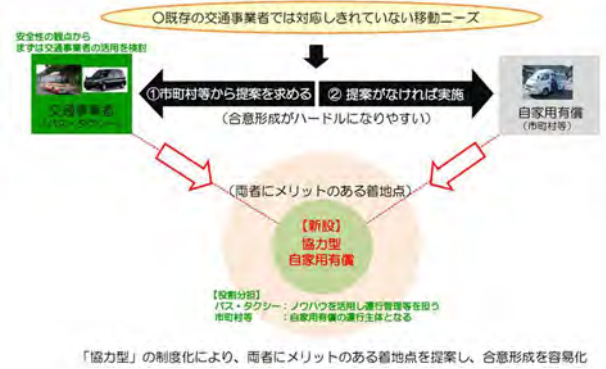
市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

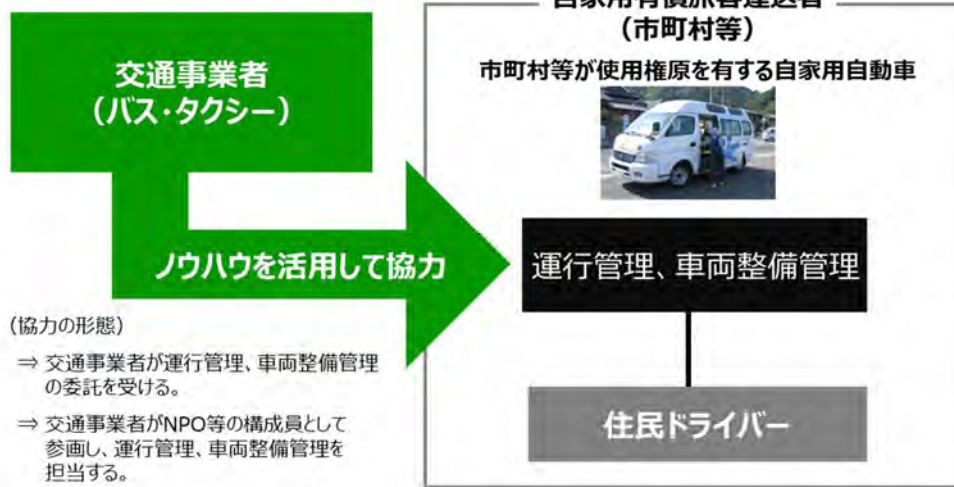
## 4. 事業者協力型 自家用有償旅客運送

- 道路運送法の改正により、令和2年11月から、運行管理や車両の整備管理について一般旅客自動車運送事業者(バス・タクシー事業者)が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設されました。
- 持続可能な移動手段確保のため、輸送の安全確保にノウハウのあるバス・タクシー事業者の協力を得て自家用有償旅客運送を導入することも検討しましょう。

(制度創設の趣旨)



(制度のイメージ図)



### 【制度概要】

- 制度のねらい 制度活用により、次のことが期待されます。  
(利用者)バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、より安心、安全なサービスを受けることが可能となります。  
(運送主体)運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能となります。  
(バス・タクシー事業者)委託費の確保等による収入面での向上が期待できます。

#### ○「協力」の方法

- 事業者協力型 自家用有償旅客運送でバス・タクシー事業者が協力する事項は、**運行管理、車両整備管理**です。
- 運送主体から委託を受ける等により、実際に、協力するバス・タクシー事業者の運行管理者等が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要があります。

#### ○登録の有効期間

- 事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の登録の有効期間は、5年です。

#### ○事業者協力型 自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

- 運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化しておくことが望めます。

## 5. 自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・ 自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

### ①地域における関係者の協議

地域公共交通会議、運営協議会等

- ・ 自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・ その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項



### ②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・ 当該地域を管轄する運輸支局等  
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

(事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年)

## II. 地域における関係者の協議

### 1. 地域公共交通会議、運営協議会等

- ・ 地域における関係者が協議を行うため、「地域公共交通会議」又は「運営協議会」を設置することが必要です。この他、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会において協議を行うこともできます。
- ・ 運送主体や自家用有償旅客運送の種類にかかわらず、どちらの会議で協議を行っても構いません。
- ・ いずれの会議も市町村長又は都道府県知事が主宰者となります。

#### 地域公共交通会議

交通空白地  
有償運送  
福祉  
有償運送

について協議を行う

##### ○構成員

- ・ 市町村長又は都道府県知事(主宰者)
  - ・ バス、タクシー事業者、事業者団体
  - ・ 住民又は旅客
  - ・ 地方運輸局長(運輸支局長等)
  - ・ バス・タクシーの運転者が組織する団体
  - ・ (自家用有償旅客運送について協議する場合には)区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等
- ※次の者も構成員に加えることが可能。
- ・ 道路管理者
  - ・ 都道府県警察
  - ・ 学識経験者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

#### 運営協議会

交通空白地  
有償運送  
福祉  
有償運送

について協議を行う

##### ○構成員

- ・ 市町村長又は都道府県知事(主宰者)
  - ・ バス、タクシー事業者、事業者団体
  - ・ 住民又は旅客
  - ・ 地方運輸局長(運輸支局長等)
  - ・ バス・タクシーの運転者が組織する団体
  - ・ 区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等
- ※次の者も構成員に加えることが可能。
- ・ 学識経験者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者

#### 【参考】地域において会議が組織されていない場合について

地域においてこれらの会議が組織されていない場合は、申請者は以下の方々に持ち回り  
で了解を得るなどの方法で会議による協議に代えることができます。

- ・ 関係地方公共団体の長
- ・ バス、タクシー事業者、事業者団体
- ・ 市町村において選定した住民又は旅客の代表者
- ・ バス・タクシーの運転者が組織する団体
- ・ その他、当該市町村において協議を調える必要があると判断する者